

令和 6 年度 第 4 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 5 日

7月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」
日程第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第8 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	3番	熱	田	英	夫
4番	芹	川		幹	5番	鈴	木	健	夫
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可史
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

2番 成 毛 和 弘

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫

主 查 菅 谷 和 美

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は、2番、成毛和弘委員でございます。したがって、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくをお願いします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、1番 木内恒幸委員、18番 林 藤江委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから2ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、譲渡人が農業後継者である子へ贈与するものです。

整理番号2番及び3番は、譲受人が同一のため、一括して説明をします。

譲受人の法人が農業に新規参入するため、農地を借り受けるものです。なお、当該法人は農地所有適格法人ではないため、許可の際は解除条件付となります。

整理番号4番、譲受人が自宅に近く耕作利便のため、農地を借り受けるものでございます。

以上4件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る6月26日水曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番、3番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 まず、整理番号1番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものであります。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは3ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、転用目的は、〇〇〇〇〇の駐車場です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上1件です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号1番について、五喜田推進委員と調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かいまして〇〇〇ほど行きますと、〇〇に〇〇〇の〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇〇の〇〇〇が場所になります。

申請人は、〇〇〇〇〇〇の住人で、〇〇〇〇〇〇の〇〇に〇〇する申請地に、〇〇〇からの要望により〇〇〇〇の駐車場を設けるものであります。

現状は既に解体済みの〇〇〇〇〇〇の駐車場の一部として利用されておりましたが、顛末書も添付されており、今後は違反しない旨確約しております。

転用の確実性は問題はなく、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは4ページから8ページで、整理番号は1番から15番です。

整理番号1番、転用目的は〇〇〇の浄化槽施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農振農用地区域を農業用施設用地とすることから、不許可例外事由のBと判断しました。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、集落に接続していることから、不許可例外事由Iと判断しました。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号4番、転用目的は農業用施設の付帯施設用地で、権利の内容は賃貸借権設定です。

農地区分は、農業用施設であることから、不許可例外事由のEと判断しました。

整理場号5番、転用目的はカンショ貯蔵施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、農業用施設用地であることから、不許可例外事由のEと判断しました。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号8番、転用目的は貸駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、既存施設の拡張のため、不許可例外事由Oと判断しました。

整理番号9番、10番、11番、13番は同一事業計画者のため、一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号12番、転用目的は事業用倉庫用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号14番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、集落に接続していることから、不許可例外事由Iと判断しました。

整理番号15番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上15件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は15件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第3号、整理番号14番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号14番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号14番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所ですが、○○○から○への○○、○○○○○○○○の○○を○へ○○メートルほど行ったところに、○○になったんですが、○○○○○の○○があります。その○○の○○○○になります。

譲受人は、現在、アパート住まいですが、手狭になったため、○○○○○○○申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等はいりません。

排水についてですが、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、市道側溝へ放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号14番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号14番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

場所ですが、〇〇〇〇〇の〇〇〇近くに〇〇〇〇〇〇がありまして、それを〇〇に〇〇メートルぐらい入ったところになります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号4番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇である〇〇〇を〇にして〇キロほど〇の〇〇〇〇〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇で〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇の運営をしている法人です。新たに〇〇〇〇〇を建設する予定であり、〇〇する申請地に〇〇〇や〇〇〇〇及び〇〇〇〇の駐車場とトイレを計画しております。

申請地は埋立て等を行わず、砕石敷きによる整地のみです。

排水については、雨水は敷地内に浸透ますを設置し、汚水は蒸発散方式の浄化槽を設置し、排水は行いません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番、6番、7番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号5番、6番、7番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

5番ですが、〇〇〇〇〇〇を〇に見て、その〇にある〇〇〇の〇を越えると〇〇に〇〇〇〇があります。その〇〇になります。

譲受人は、〇〇で農業を営む者で、事業の拡大と収穫したサツマイモの品質維持のため、申請地にカンショ貯蔵施設を建設するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等はいりません。

隣接地と高低差はないため、土砂の流出のおそれもなく、排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の受益地であり、手続きも済んでおります。

資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

次に、6番になります。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇に向かい、〇〇〇の〇〇を〇〇し、〇〇〇の〇〇を〇〇して、その〇の〇〇〇を〇〇した〇〇になります。

譲受人は、現在、〇〇在住で、〇〇〇〇〇〇〇があり、手狭となるため、〇〇〇〇〇する申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等はいりません。

排水についてですが、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は、浄化槽にて処理後、市道側溝へ放流します。

また、隣接地境界にコンクリートブロックを設置し、土砂流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区等の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

次に、7番になります。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇〇に向かい、〇〇〇の〇の〇〇を〇〇し、〇〇を越えた〇の〇〇を〇〇してから〇〇メートルくらい〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇に〇〇のある不動産などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、宅地としての需要が見込める申請地に、宅地分譲地として3区画を造成するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行わず、道路と申請地の間の宅地に進入路を設ける予定です。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透させます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号８番について、１２番 飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 整理番号 8 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、高木推進委員には説明してあります。

場所は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇〇キロくらい行ったところに、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇に入ったところです。

譲受人は、〇〇に〇〇のある〇〇〇〇〇・〇〇〇を営む法人の〇〇であり、事業拡大により〇〇〇〇〇〇が不足している状況のため、申請地に貸駐車場を設け、法人に賃貸借する計画です。

申請地では、隣接地の駐車場と同じ高さにするため盛土を行い、砕石を敷いて利用します。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は発生しません。

また、申請地東側と南側にL型擁壁を布設し、土砂の流出、崩壊を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、既に同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番から12番について、14番 片野壽夫委員。

1 4 番片野委員 それでは、整理番号9番、10番及び11番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、この３件は譲受人と転用計画が同一のため、一括して説明をいたします。

場所ですが、まず11番、〇〇〇〇を〇〇キロほど行きますと〇〇に〇〇〇〇があります。その〇〇メートルほど行きますと〇〇〇の〇〇があります。そこを〇〇して〇〇メートルほど行った〇〇が現地になります。

続いて、9番ですが、先ほど〇〇した〇〇を〇〇〇〇〇〇して、〇〇メートルほど行くと〇〇に入る道路があるんですが、そこに入って〇〇メートルほど行った〇〇にあります。

さらに、10番は、先ほどの〇〇を〇〇に入らずに、さらに〇〇メートルほど〇〇方面に向かうと〇〇〇〇に入る道路があるんですが、そこを〇〇メートル入った〇〇に位置しています。

議受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人であります。小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するも

のであります。

申請地では埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理いたします。

なお、フェンス内側に土留め施工を行い、土砂流出を防止いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたします。

続いて、整理番号12番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇キロほど行きますと、〇〇に〇〇〇の〇〇〇〇〇があるんですが、その〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇に所在する〇〇及び〇〇〇を営む法人で、事業の拡大に伴い、本申請地に事業用倉庫1棟と資材置場を整備する計画であります。

申請地では整地のみを行い、埋立ては行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号13番について、15番 富澤克彦委員ですが、まだ歯の治療中ということで、発言が難しいということですので、事務局より説明をお願いします。

事務局副主幹 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号9番から11番と同一の計画者と転用計画になります。

場所は、〇〇〇〇〇から〇〇〇キロメートルほど、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇し〇〇メートル〇〇〇〇〇、そこから〇〇メートル進んだ〇〇の農地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、フェンス内側に土留め施工を行い、土砂流出を防止します。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号14番の案件を除く14件について、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の案件について、概要を説明します。

案件につきましては、9ページの整理番号1番から13ページの整理番号9番までが所有権移転、14ページの整理番号10番が利用権設定、15ページの整理番号1番から20ページの整理番号164番までが農地中間管理権設定となります。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第4号、整理番号9番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

（○○番 ○○ ○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件の案件を除く173件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件の案件を除く173件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の1件の案件を除く173件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

ページは21ページから32ページで、整理番号は1番から365番で耕作者の変更となります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第5号、整理番号1番、2番、148番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号1番、2番、148番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号1番、2番、148番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号、整理番号5番から21番、109番から116番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号5番から21番、109番から116番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号5番から21番、109番から116番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号、整理番号22番から27番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号22番から27番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号22番から27番については、原案のとおり決定いたします。

〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号、整理番号155番から228番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号155番から228番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号155番から228番については、原案のとおり決定いたします。

〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第５号の108件の案件を除く257件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第５号の108件の案件を除く257件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第５号の108件の案件を除く257件について、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第６ 報告第１号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第１号 農地法第18条第６項の規定による通知について、通知件数は29件です。

◎日程第７ 報告第２号

事務局農地班長 報告第２号 農地法第３条の３、相続等による権利移動の届出について、届出件数は13件です。

◎日程第８ 報告第３号

事務局農地班長 報告第３号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、本報告は、令和６年４月総会案件でありました、〇〇〇〇〇〇が市民農園から撤退、関連会社である

〇〇〇〇〇〇〇〇〇が新たに市民農園に参入したことに伴い、農地中間管理権の耕作者変更を行ったことによるものです。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了しました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人